

自殺対策の取組状況について

1 市町村自殺対策計画の進捗状況について

- 平成28年の自殺対策基本法の改正により、市町村にも自殺対策計画の策定が法に位置づけられている。

これまで、道では、道立保健所及び精神保健福祉センター（地域自殺対策推進センター）が市町村支援として、直接支援や意見交換会の開催、先行する他市町村の取組や地域自殺実態プロファイルの情報提供など様々な方法で計画策定を支援。

- 令和2年3月末時点の策定状況は次のとおり（道内179市町村中）。

策定済み	令和2年度以降策定予定
136	43

※ 国は、遅くとも令和元年度までに自殺対策計画の策定をするようにとの通知を発出（平成30年12月7日事務連絡）

2 自殺総合対策モデル事業について

- 道では、第3期北海道自殺対策行動計画（平成30年度～令和4年度）の重点施策の1つとして、道内の自殺死亡率が高い地域において、一次から三次の予防事業など様々な自殺予防対策を組み合わせた複合的自殺対策プログラムの「自殺総合対策モデル事業」を「北海道自殺対策推進アドバイザー」でもある札幌医科大学医学部神経精神医学講座の河西教授の助言のもと、根室振興局管内別海町にて、令和元年度から実施。

将来的には、その成果を他の地域に普及させていく。

- モデル事業の概要

「自殺総合対策モデル事業」のとおりに

- 1年目の実績等

「自殺総合対策モデル事業の実践」のとおりに

- ・ 町職員、関係機関のとらえている自殺やメンタルヘルスに関わる課題、意識を把握、顕在化。取組への反映
- ・ 既存事業の見直し、新たな事業企画
- ・ 担当者へ、町民や関係機関から相談、連絡の増加→自死遺族支援

- 2年目以降の取組予定

- ・ モデル事業1年目の評価
- ・ ゲートキーパー研修
一般向けの拡大、1年目に受講した方へのフォローアップ研修
- ・ 自死遺族への取組
- ・ 職域への支援の拡充